

## 地上デジタル放送の送受信対策の推進について

### 1 趣旨

2003年に大都市圏から始まった地上デジタル放送は、昨年12月に全ての都道府県の県庁所在地で放送が開始され、全国的に本格的な普及の段階に入ってきた。

本検討会では、これまで、現行のアナログ放送時に視聴していた放送は、デジタル放送への移行後も、引き続き視聴可能であることが必要であるとの認識のもと、地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策の推進を、国や放送事業者などの関係機関に求めてきた。

送受信対策の基本は、放送事業者が最大限自助努力で中継局を整備することによって受信エリアをカバーすることであるが、地形的条件等のやむを得ない事情により中継局からの放送波を直接受信できない一部の地域においては、アナログ放送時と同様に共聴施設が主たる受信対策の手段となることから、そのデジタル化対応が重要な課題となる。

このため、昨年8月1日にとりまとめられた情報通信審議会の第3次中間答申（地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割）では、条件不利地域にあって、放送事業者の自助努力では中継局の整備が困難な場合の措置について、引き続き検討すべきとの指摘が行われ、辺地共聴施設への対応に関しては、国やNHKなどの役割に言及したうえで、国として共聴施設のデジタル化に対する公的支援を検討すべきとの指摘が行われた。その結果、補助制度が新設されたが、中継局整備や辺地共聴施設のデジタル化推進に寄与するものとして評価するものの、内容については、地方の立場から見ても満足できるものとはいえない。

また、中継局整備のロードマップにおいても、2011年7月における地上デジタル放送の受信エリアが、依然としてアナログ時の放送エリアを100%カバーしていない地域があり、放送事業者の更なる自助努力や国の指導及び財政的な支援が求められる。

更に、全国に約2万施設といわれる共聴施設のデジタル化や、新たな共聴施設の整備を、アナログ放送が廃止となる2011年までの限られた期間で完了するためには、国の財政的な支援に加え、放送事業者と受益者の役割分担の明確化や、各地域において計画的、効率的に実施していく仕組みづくりが不可欠と考えられる。

よって、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国や放送事業者に対し、次の事項を要望する。

### 2 要望事項

#### (1) 国の補助制度の見直しについて

中継局整備と有線辺地共聴施設のデジタル化改修を支援する「地域情報

通信基盤整備推進交付金」及び無線辺地共聴施設整備を支援する「電波遮へい対策事業費等補助金」については、制度の利用が進むよう、制度設計や運用の見直しに積極的に取り組むこと。

また、デジタル化に関する国としての大きな責任を踏まえ、補助率を上げる等の見直しを行い、受益者や地方自治体の負担を最小限とする等の財政支援の強化を図るとともに、これら支援制度の活用や、地方単独事業での対応に必要となる地方財源の確保を図ること。

#### 《中継局整備》

中継局整備に関する支援は、平成19年度限りとされているが、今年度これを活用し事業を実施してもなお「検討中」の中継局は多く残されている。さらに、地理的・地形的制約等から整備に多額の経費を要する地域もあり、中継局の着実な整備を進めるために、平成20年度以降も地方自治体の負担を求めることなく、引き続き支援を継続すること。

#### 《共聴施設改修・整備》

- ① 難視聴地域における共聴施設のデジタル化は、施設や地域の状況により多様な対応が想定されるため、対象事業については、施設の更新や大規模な改修のほか、無線共聴施設におけるギャップフィルター本体などの伝送路以外の施設なども含めるなど、できるだけ幅広いものとするとともに、対象地域についても条件不利地域に限定しないこと。
- ② 共聴施設の設置者は、現実的には共聴施設組合がそのほとんどを占めることから、事業主体を市町村に限定することなく、組合にまでその対象を広げること。併せて、地方自治体の関与を必要としない共聴組合に対する直接支援制度を創設すること。
- ③ 共聴施設の実態調査、改修・整備の具体的方法や所要経費の提示、技術的専門指導を行う体制の整備を、国及び放送事業者の責任において行うこと。

#### (2) デジタル化対応への確実な実行について

地上デジタル放送への確実な全面移行に向けて、個別の状況を踏まえた地域に密接な情報の公開や、具体的な相談等にもきめ細かく対応すること。

- ① 既存のアナログ中継局に替えて補完手段（共聴施設、ケーブルテレビ施設等）によりカバーすることとされている地域については、国、放送事業者の責任において、施設の建設や住民の加入促進といった必要な対策を早期に講じること。
- ② 受信に関する普及活動を行う関係者の活動を進捗管理しマネジメントしていく機関を都道府県域毎に設置し、併せて個別具体的な受信指導ができるよう相談窓口も設置すること。
- ③ アナログ放送の視聴実態、デジタル放送の視聴可能地域及び補完手段によりカバーされる地域のほか、年度毎の市町村別の視聴可能となる世帯数については、シミュレーションや現地調査を実施し、精度の高い情報とし

て、数値だけでなく地図等により早期に公表すること。

(3) 少数チャンネル地域や県境域における区域外再送信について

少数チャンネル地域や都道府県境域などでは、現在のアナログ放送においてもCATVや共聴施設などによって区域外の放送を受信しており、これらの地域の住民にとっては、現在視聴している放送局の番組をデジタル移行後も引き続き視聴できることは最低限の条件である。

については、放送事業者においては手段によらず引き続き区域外受信について、再送信同意すること。

(4) 受信機器の多様化・低廉化の促進及び廃棄物対策について

先般の総務省による浸透度調査においても、視聴者の受信機購入は、「価格が安くなったら」が29.2%、「当面購入予定なし」が20.1%となっている。アナログ停波直前に機器購入が一気に集中すると、併せて各家庭での対応（アンテナ設置・調整・宅内配線整備等）も集中することになり、資材や工事業者不足などから全国的な混乱を招く恐れがある。

また、デジタル放送非対応の受信機、録画機械等が一時的に集中し大量に廃棄されると、市町村や家電リサイクル業者の処理能力を超え、不法投棄等を招き、環境汚染や自治体財政を圧迫する要因となる懸念がある。

については、現有の廃棄物処理能力の範囲において機器の切り替えが円滑に進むよう、アナログテレビについてもチューナーの取付けにより引き続き使用可能であることや、アナログ受信機を廃棄する場合には適正に処理する必要があることについて、十分に周知するとともに、早めのデジタル対応を誘導するためにも、早期に受信機器の多様化・低廉化を実現することなどについて、関係機関と密接な連携を図ること。

(5) 消費者対策について

地上デジタル放送の受信を口実とした疑わしい機器の購入や工事の勧誘、架空請求等の詐欺行為が各地で発生していることから、関係機関と連携して、その対策を講じること。

(6) 経済的弱者等への対応について

テレビは、災害時の広報など弱者に対する情報提供にあたり、重要な位置を占めているが、地上デジタル放送受信にあたり、生活保護を受給している方、非課税世帯などの生活に困窮している方は、受信機器の購入、アンテナ設置・調整・宅内配線整備等への対応が経済的な状況から困難となることが予想され、アナログ停波後はこれらの世帯においてテレビを視聴できない状況になることが懸念される。

については、生活困窮者に対する対応策について、関係機関と密接な連携を図りながら国において検討し、対応すること。

また、その対応の際には、地方自治体に財政的・人的な負担を求めないこと。

(7) 地方自治体の役割分担について

地上デジタル放送の視聴環境整備は国及び放送事業者の責務で行なうことが原則であり、地方自治体等関係者への主体的な取り組みを求める場合には、国及び放送事業者があらゆる方策によりその責務を果たすことが前提となる。

まずは、その責務を果たすための具体的・直接的な取り組みを示し、確実に実施すべきであることを基本方針とすべきである。

その上で、地上デジタル放送への移行について地方自治体に主体的な協力を求める場合には、国民共通の財産である電波資源を国が放送事業者に割り当てて放送事業が行われてきたことから、一方的に、役割や責任、また、財政負担を課することがないよう、十分な協議を行い、理解と合意を得たうえで制度面や財源面での裏づけを確実に整備し、地方自治体の負担を最小限にすべきである。